

## 貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改正後)	(改正前)
<p><b>貯蓄貯金規定</b></p> <p>1. ～20. (省略)</p> <p>21. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。  <u>なお</u>、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当<u>します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については</u>、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</p> <p>(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</p> <p>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上  <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p><b>貯蓄貯金規定</b></p> <p>1. ～20. (省略)</p> <p>21. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。  <u>また</u>、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当<u>のうえ</u>、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</p> <p>(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</p> <p>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上  <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>